

1 開催日

2 委員長開会宣言

- 3 議事
- 日程第 1 会議議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 1 号 高知市立学校管理運営規則の一部改正について
  - 日程第 3 市教委第 2 号 高知市心身障害児等の対する就学指導に関する規則の一部改正について
  - 日程第 4 市教委第 3 号 平成 20 年度高知市学校教育指標について
- 報告 高知市青年センター指定管理者の指定について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 淵 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	田 中 十糸子
	5 番委員	吉 川 明 男
(2) 事務局	教育次長	小笠原 哲 司
		舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	岡 村 修
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
	青年センター所長	和 田 義 直
	学校教育課指導主事	金 井 伸 也
	総務課総務係長	藤 原 哲
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美	

1 平成 20 年 1 月 28 日(月) 16:00 ~ 16:25 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から、第 1011 回高知市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。  
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は溝淵委員さん、  
お願いいたします。  
それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 1 号「高知市立学校管理運営規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の岡村です。高知市立学校管理運営規則の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

この規則につきましては、今年の 12 月定例教育委員会におきまして、学校教育法の一部改正に伴う改正をしていただいたところでございます。その後、12 月 25 日付けで、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令が出されまして、翌日の 12 月 26 日付けで学校教育法施行規則の一部を改正する規則が施行されました。

この施行規則の改正におきましても、学校教育法の改正同様、学校種の規定順につきまして、これまでは小学校・中学校・高等学校とございまして、最後に幼稚園の順に規定されておりましたものが、幼稚園を最初にもってくるようになりました。そのために、小学校・中学校・高等学校・最後に高等専門学校の順に規定し直された結果、条の変更が伴いまして、本規則の条番号にずれが生じたので所要の整備を行うものでございます。

具体的には、3 頁の方に書かせていただきました。条文の条番号が変わりますが、その新旧対照表につきましては、4 頁、5 頁、6 頁にかけまして条の変更について記載しております。これは文部科学省の方から法律案の概要というものが届きまして、学校種の規定順について幼稚園を最初に規定するということになりました関係で変更をさせていただくものでございます。簡単でございますが以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

溝淵委員 順番を変更する理由は何と説明されていますか。

学校教育課長 文部科学省の方からは、それ以上の説明はございません。文書で幼稚園を最初に規定するというだけでございます。普通は、幼稚園・保育所が最初にきておりますけれども、学校教育法のこの部分につきましては、一番最後になっておりましたので、他の法律に合わせて前にもってきたのではないかと考えられます。

吉川教育長 説明は学校教育課長が申したとおりでございますが、現行は小・中・高・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・幼稚園となっておりましたところの幼稚園を一番初めにもってくることで、それから、教育基本法が改正になったということで、新しい教育理念を踏まえるということもありますが、細かいことといたしましては、昨年 10 数回日帰り出張をしたワーキンググループの中で、

教員の給与のあり方をめぐる検討がなされ、一部は反対意見を述べましたが、これまで学校は、学校長・教頭・教諭となっておりますが、そこに副校長・主幹教諭・指導教諭を置くことができるという規定が定められました。現在、県教育委員会は副校長・主幹教諭・指導教諭を置くか、置かないかを学校組織の見直しを検討する会で検討しております。

次に、学校評価でございますが、「学校は学校評価を行い、その結果に基づいて、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。」それから、情報の提供の部分も明記されまして、「学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」とありまして、今の取り組みがどうかを聞いて、それを基に学校教育の改善に努め、やっていることを積極的にPRに努めること。あとは「大学等の履修証明制度」等もありますが、そういう大きな学校教育法の一部改正がございました。

澤田委員長 他にご意見はございませんか。  
ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第1号「高知市立学校管理運営規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第1号は原案のとおり決しました。  
次に、日程第3市教委第2号「高知市中心身障害児等に対する就学指導に関する規則の一部改正について」、事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長 学校教育課長の岡村でございます。  
「高知市中心身障害児等の対する就学指導に関する規則の一部改正について」でございますが、この改正につきましても、先ほどの「高知市立学校管理運営規則の一部改正」と同様でございます。8頁にその内容について述べさせていただいておりますが、新旧対照表につきましては、9頁の方に載せさせていただきました。9頁の第3条のところの下線部が変更点でございます。よろしく申し上げます。

澤田委員長 この件に関して質疑はございませんか。よろしいでしょうか。  
それでは、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第2号「高知市中心身障害児等に対する就学指導に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第2号「高知市中心身障害児等に対する就学指導に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決しました。  
次に日程第4市教委第3号「平成20年度高知市学校教育指標について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長 続きまして学校教育課長の岡村です。  
10頁をご覧ください。平成20年度、来年度の高知市学校教育指標につきまし

て、去る12月25日に高知市学校教育指標審議会の村田委員長から吉川教育長に答申がなされました。

来年度の指標につきましては、教育委員会内部で素案、試案の検討を行いました。その後、高知市学校教育指標審議会のおきまして、2回に渡りまして審議を行っていただきました。その結果、平成20年度の指標につきましては、平成19年度の内容から変更なしとの審議結果を受けたところでございます。

その理由といたしましては、現在、国で学習指導要領の改定作業が進められておりまして、本年度末には、新しい学習指導要領の骨子が示される予定でございます。そのため、平成21年度の指標につきましては、大幅に改定する必要があると考えております。結論といたしましては、平成19年度高知市学校教育指標から来年度につきましては変更なしといたしました。

しかしながら、審議会では「読書活動の重要性」などの文言を新しく追加してはどうか、あるいは「学力の定着」については、もっと具体的に述べるべきではないかなどの意見が出されました。この点につきましては、お手元にお配りしております本年度の高知市教育学校指標について、具体的に説明の冊子の中で充実をさせていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、平成20年度の高知市学校教育指標案につきまして説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

澤田委員長           この件に関して質疑等はございませんか。

吉川教育長           学校教育課長からは、21年度の学習指導要領の改定を受けて、大幅な見直しが必要との話がありましたが、私の意向としては、その新しい学習指導要領を見てみないとはっきりしたことは言えないわけで、現在の高知市学校教育指標というものは、高知市ならではの高知の子どもたちの課題に即して、高知ではこういうところを重点的にやっつけていこうということを学校現場にお示しをすることでございますので、大幅な改定案になるのかどうかは、指導要領が作成された後に十分に検討してまいりたいと思っておりますし、国の教育施策の動きによって地方自治体の学校教育そのものが右往左往してはならないし、毅然として堅持すべきはしっかり堅持していかなければならないと考えております。

澤田委員長           それではよろしいでしょうか。他にご意見がなければこの件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第3号「平成20年度高知市学校教育指標について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同           異議なし。

澤田委員長           ご異議なしと認めます。よって市教委第3号「平成20年度高知市学校教育指標について」は、原案のとおり決しました。

続きまして、「高知市青年センター指定管理者の指定について」説明をお願いします。

青年センター所長    青年センターの和田でございます。

別紙でお配りしております資料をご覧いただきたいと思っております。

高知市青年センターの指定管理者の指定につきましては、応募のありました6団体につきまして「高知市指定管理者審査委員会」で、昨年の11月20日に選考いたしましたして、最高得点の「高知市青年センターサークル協議会」が指定管理者

として選定され、昨年の12月市議会においてご承認いただいたものでございます。

なお、「青年センターサークル協議会」についてご紹介させていただきますが、平成9年に高知市青年センターに登録している青年サークルの総括団体として設立されておりまして、現在30サークル、会員が485人で構成されております。主な活動内容につきましては、登録青少年の交流、あるいは成人式典に合わせて開催しております「はたちの広場」の企画運営などを通して、会員の資質向上及び社会教育活動の推進を設置目的としております。現在、会長1名、副会長2名、事務局長1名などの役員が中心となりまして、青年センターに登録しているサークルの活性化に向けて取り組んでいる団体です。

なお、指定管理者の指定期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日の3か年で、現在、指定管理者である青年センターサークル協議会と引継ぎ等を行っており、3月までに基本協定書を結びまして、3月議会終了後に年度協定を結ぶよう作業を進めております。以上、ご報告とさせていただきます。

澤田委員長           この件に関してのご質問はございませんか。

溝淵委員               公募は5団体あったのですか。

青年センター所長       6団体です。

溝淵委員               各委員の方が点数をつけて、その最高得点だった訳ですね。

青年センター所長       はい。

吉川教育長           議会の経済文教委員会で説明したときに、一部の会派は、公の施設の指定管理そのものに反対でございまして、その会派からは「サークル協議会」では不安であるというご指摘がありましたが、結果的には賛成多数で承認となりました。

なお、21年度からのスポーツ振興事業団・文化振興事業団の指定管理をどうするのかということで現在検討しております。

西山委員               サークル協議会は、どういう組織になるのでしょうか。法人にはならない任意団体なのでしょうか。

青年センター所長       任意団体になります。今後は、NPOの申請をしたいとの意向はありますが、準備中ということです。

西山委員               指定管理者としての安全面での責任の追求が及んだときに、はたして青年センターサークル協議会で十分な責任を負えるのかどうかという点が気になります。たとえば、安全管理において指定管理者であるサークル協議会のAさんが職務に当たっていたときに事故が起きた場合等の責任はどうなるのでしょうか。

青年センター所長       サークル協議会の中で、3名程が現在の仕事を辞して指定管理者の仕事に専念することで準備が進んでおります。安全面につきましても、高知市の各施設で掛けております保険と同じ保険を掛けるようにしており、それに対応することとなりますし、協定の中では、教育委員会と指定管理者の間における役割分担とリス

ク分担をもって業務にあたっていきたいと考えております。

溝淵委員 代表者はどなたですか。

青年センター所長 代表は、会長の濱田洋一さんです。

吉川教育長 会長さんも仕事を辞めるのですか。

青年センター所長 会長は交替しそうだと聞いています。

吉川教育長 3人の方が現在の仕事を辞めて職務に専念するという覚悟で臨まれますので・・・。

田中委員 3年後には替わる可能性もあるわけですか。

吉川教育長 そうです。ですからよほどの覚悟でやってもらわないといけません。できればNPO法人格をもってもらいたいですね。

澤田委員長 他にご意見はございませんか。  
それでは、この件に関する質疑を終了いたします。  
以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。